

野田市文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和5年7月5日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第7号

野田市文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則

(野田市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市文化財保護条例施行規則(昭和41年野田市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

「  
別表の5の項中 文化財の指定又は解除の通知 を

「  
文化財指定(指定解除)通知書 に改め、同表中

「  
条例第10条による届出様式は第6号から第10号までとする。 を

「  

6	滅失(亡失・毀損・盗難)届	条例第10条	
7	所有者等変更届	条例第10条	
8	所在変更届	条例第10条	
9	保存方法等の変更届	条例第10条	
10	修理届	条例第10条	

 に

「  
改め、同表の11の項中 文化財の現状変更許可申請書 を

「  
現状変更許可申請書」に改め、同表の 1 2 の項中  
」

「  
文化財の現状変更許可書」を「現状変更許可書」  
」

「  
に改め、同表の 1 7 の項中 完了報告書 を  
」

「  
修理等完了報告書」に改める。  
」

別記様式を削る。

(野田市移動教室用自動車使用規則の一部改正)

第 2 条 野田市移動教室用自動車使用規則 (昭和 5 0 年野田市教育委員会規則  
第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「(別記第 1 号様式)」を削る。

第 4 条第 1 項中「(別記第 2 号様式)」を削り、同条第 3 項中「使用申請  
却下通知書 (別記第 3 号様式)」を「野田市移動教室用自動車使用申請却下  
通知書」に改める。

第 8 条中「(別記第 4 号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市立学校施設使用規則の一部改正)

第 3 条 野田市立学校施設使用規則 (昭和 5 0 年野田市教育委員会規則第 3 号)  
の一部を次のように改正する。

第 5 条中「学校施設使用許可申請書 (別記第 1 号様式)」を「野田市学校  
施設使用許可申請書」に改める。

第 6 条中「(別記第 2 号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 野田市集会所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和60年野田市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（別記様式）」を削る。

別記様式を削る。

（野田市有害図書規制に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 野田市有害図書規制に関する条例施行規則（平成17年野田市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（別記第1号様式）」を削る。

第3条中「（別記第2号様式）」を削る。

第4条中「（別記第3号様式）」を削る。

別記様式を削る。

（野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年野田市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「（別記第1号様式）」を削り、同条第3項中「（別記第2号様式）」を削る。

第6条第2項中「（別記第3号様式）」を削り、同条第3項中「（別記第4号様式）」を削る。

第11条第1項中「（別記第5号様式）」を削る。

第12条第1項中「（別記第6号様式）」を削り、同条第2項中「（別記第7号様式）」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。